

糖衣が剥がれ落ちた 「働き方改革」



法政大学教授

うえにし みつこ
上西 充子

本稿執筆後の2月19日、明らかに比較に適さないデータを用いていたことが厚生労働省から報告され、事態はさらに進展を見せている。筆者は2月21日に衆議院予算委員会で公述人意見陳述を行い、これは単なるデータ不備の問題ではなく、政策立案や国会審議のあり方が問われる問題でもあることを指摘した（上西2018f）。問題点を随時指摘して公表し続けたことが、その後の事態の展開を生んだ、そのような記録として、以下をお読みいただければ幸いである。

1 裁量労働制をめぐる答弁撤回

働き方改革関連法案は8本の法改正を束ねた一括法案であり（現在は法案要綱のみ公表）、労働時間規制については規制強化である「時間外労働の上限規制」と、規制緩和である「高度プロフェッショナル制度の創設」および「裁量労働制の拡大」の「抱き合わせ」となっている。さらに、非正規の処遇改善（「同一労働同一賃金」と称されているもの）、基本法である雇用対策法の

改正など、個別の慎重な審議を要するテーマが一括法案に束ねられているため、国会審議の難しさが予想されてきた。

しかし、ここに来て、企画業務型裁量労働制の拡大という法改正の焦点が大きく注目されている。きっかけは、1月29日の予算委員会における安倍首相の次の答弁と、2月14日の答弁撤回だ。

「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、御紹介させていただきたいと思います」

安倍首相はこう答弁したが、このデータについて、2月5日以降、野党側から繰り返し疑義が呈され、データのずさんさが明るみになっていった。それに対し加藤勝信^{かつのぶ}厚生労働大臣が合理的に説明できず「精査させていただきたい」との答弁を繰り返し、2月14日に安倍首相はこの答弁を撤回し、謝罪するに至った。ただし2月18日時点で、内容については撤回しておらず、なお「精査中」との位置づけとなっている。

筆者はこのデータへの疑義を、2月3日に「Yahoo!ニュース 個人」のWEB記事にまとめて世に問い、その後も2月12日までに合計5本のWEB記事を公開することによって、この答弁と、それに続く加藤大臣の答弁の問題点を具体的に指摘してきた（上西2018a, 2018b, 2018c, 2018d, 2018e）。その記事を参考に、野党各党がデータへの疑義を、衆議院予算委員会で今、とりあげ、メディアも注目するようになってきているという経緯がある。

この問題は筆者の当初の予想をはるかに超えた広がりを見せている。「働き方改革」という、働く者の期待に応える法改正であるかのような糖衣をまとった一括法案が、実のところは労働法制を「岩盤規制」とみなしてそれに穴をあけることにこそ狙いがあったことが、このデータ問題を通して、多くの人の目に明らかになりつつある。さらに、データを捏造することによって野党の批判をかわそうとした疑いが強くなっており、法案成立に向けた安倍政権の強引な手法にも、批判の目が向くようになってきた（中国新聞社2018）。

現在進行形の事態であるため、ここに記す筆者の認識も、今後の展開次第で変わってくるかもしれないが、この騒動の端緒を開いた者として、ここに暫定的な形で問題の整理と筆者の見解を記しておきたい。

2 データの何が問題か

この安倍首相の答弁は何が問題だったのか。実はすべてが問題だったと言える。第1に、「厚生労働省の調査によれば」は間違いだった。第2に、「労働時間の長さは」とあるが、実労働時間

ではなかった。第3に、「平均な、平均的な方」という言及も不適切だった。第4に、「比べれば」とあるが、これは比較してはいけない2つのデータを比較したものだ。第5に、「短い」という判断も間違いだった。具体的に見ていこう。

2-1 調査結果そのものではない

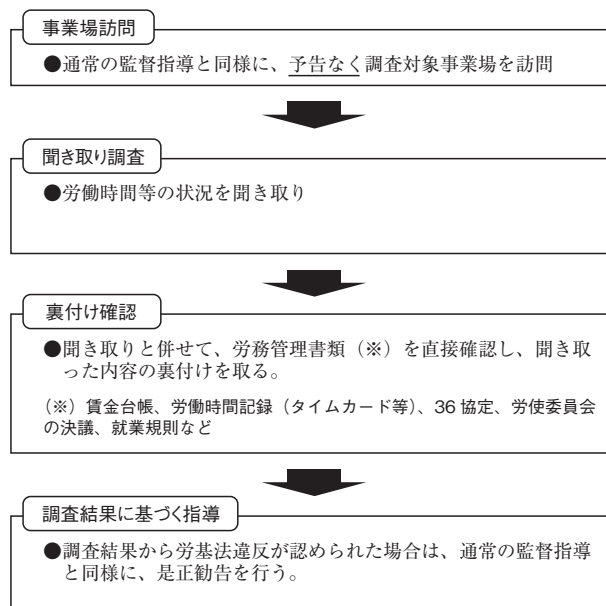
安倍首相は具体的な調査名や数値には言及していないが、2日後の1月31日に加藤勝信厚生労働大臣が参議院予算委員会における森本真治議員に対する答弁の中で、次のように詳細を明らかにした。

「今、議員ご指摘の資料があることも、その通りであります。また、私どもの平成25年度労働時間等総合実態調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が9時間…、これは1日の実労働時間ですが、9時間37分に対して、企画業務型裁量労働制は9時間16分と、こういう数字もあるということを、先ほど申し上げたところでございます」

「厚生労働省の調査によれば」とは、「平成25年度労働時間等総合実態調査」だった。調べてみると、これは第104回労働政策審議会労働条件分科会（2013年10月30日）に事務局から資料として提出されていたものだった。同分科会資料として、公表された調査結果の全文をWEBで読むことができる。また同分科会では、当時の村山労働条件政策課長がその調査結果を説明しており、その議事録もWEBで確認することができる。

筆者もすぐにその調査結果を確認したが、企画業務型裁量労働制について9時間16分という数値

図表 1 (参考) 労働時間等総合実態調査の調査手順



出所：民進党（2018）

は確かに記載されていたものの（調査結果の表52）、一般労働者についての9時間37分という数値の記載はなかった。つまり、第1点として指摘したように、「厚生労働省の調査によれば」は、間違いなのだ。

2-2 実労働時間ではない

のちに野党の追及を通して明らかにされたように、この9時間37分という数値は、計算式によって算出したものである。1日の法定時間外労働の「平均」とされる1時間37分に、法定労働時間の8時間を足し合わせて算出した数字だ。※1：【追記：その後、この1日の法定時間外労働は、「最長」の日の時間数であったことが明らかになった。】

しかし、この計算式で1日の労働時間を求めることは、不適切だ。例えば所定労働時間が7時間30分の事業場で、ほとんどの人が定時退社をしている場合、1日の実労働時間の平均は7時間30分を少し上回っても、8時間に届かないことは十分にありうる^(注1)。しかし上記の計算式では、法定時間外労働の平均を8時間に足し合わせて1日の労働時間を算出しているために、実労働時間が7時間30分の者も8時間とみなされてしまい、本来の労働時間よりも過大な値が算出されてしまうのだ。

では、なぜそのような法内残業の有無を無視した計算式を用いたかという点、この調査では実労働時間を把握しておらず、法定時間外労働だけを把握していたからだ。法内残業の有無やその時間数も把握していないため、個票データをたどっても実労働時間の算出は不可能である。

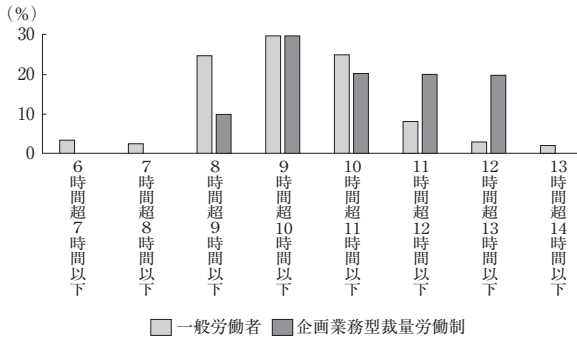
そもそもこの調査は、第104回労働政策審議会労働条件分科会における村山課長の説明によれ

ば、「調査的監督と一般に言われるもの」であり、労働基準監督官が全国の事業場に実際に足を運び、「臨検監督する手法によって実施」したものである。また、後に第3回の「働き方改革虚偽データ疑惑」野党6党合同ヒアリング（2018年2月16日）に厚生労働省が持参した説明資料（図表1）を見ると、法定時間外労働の状況も客観的な裏付けを伴って聞き取っているわけでは必ずしもなく、時間外労働が長時間にわたる場合に、36協定や賃金台帳などによって違法性の有無を確認し、違法な場合には是正指導するための調査として実施していたものと考えられる^(注2)。

そのような調査結果から、不適切な計算式で1日の労働時間の「平均」を計算して出したのが9時間37分という時間数だったのだ。これが分単位で正確な実績だとは、とても言えず、「長い」「短い」などと比べて判断できる性質のものでないことは、お分かりいただけるだろう。

従って、この一点をもってしても、答弁は単に審議を混乱させているから撤回するのではなく、内容が間違っていたことを認めて撤回すべきのだが、厚生労働省担当者は野党合同ヒアリングでは、計算式の問題点は認めつつも、限られた情報の制約の中での算出を行ったものだと、致命的な非があるとは認めていない。

図表2 一般労働者と企画業務型裁量労働制の労働者の労働時間の分布(仮想例)



		計	6時間超7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	平均労働時間
			実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
一般労働者	実数	100	4	3	25	30	25	8	3	2	9.6
	%	100	4	3	25	30	25	8	3	2	
企画業務型裁量労働制	実数	10	0	0	1	3	2	2	2	0	10.6
	%	100	0	0	10	30	20	20	20	0	

出所：筆者作成

についても、分布の山は「9時間超10時間以下」にある。しかし、平均労働時間を見るなら、(それぞれの階級の中央値を階級値として計算すると)企画業務型裁量労働制は10.6時間である。つまり、正規分布に近い形状でない限り、分布の山を意味する「平均的な者」の労働時間と、平均労働時間にはずれが生じるのだ。だから、労働時間の平均ではなく「平均的な者」に関する数値であるなら、その「平均的な者」の定義と共に、その専門用語をそのまま使って答弁すべきだった。

2月5日に玉木雄一郎議員がこの調査における「一般労働者」の「平均的な者」の定義を紹介したあとからは、加藤大臣は「平均的な者(しゃ)」という専門用語を使い、あたかも最初からそれについて言及していたかのように取り繕おうとしている(上西 2018e)。もし最初から「平均的な者(しゃ)」と答弁で言及されていれば、それはどのような定義の者か、何の調査かと、聞いていた者のアンテナにひっかかっただろう。あえてそうならないように、定義を紹介せず、「平均的な者」という調査の用語さえ使わず、「平均的な働く人」(安倍首相)や「平均的な一般労働者」(加藤大臣)という形で紹介し、平均値と誤認させることをねらったものと思われる。そこには後に見るように、意図が込められている。

2-3 平均値ではない

安倍首相は、「平均な、平均的な働く人」と語り、加藤大臣は「平均的な一般労働者」と語った。普通に聞けば、これは「平均値」で見れば、という意味と同じだと受け取るだろう。実際、この安倍首相の発言を受けて、1月30日の日本経済新聞は、安倍首相の発言を「裁量労働制で働く人の労働時間は平均で一般の労働者より短いというデータもある」と紹介し(日本経済新聞社2018)、1月30日の読売新聞の社説は「安倍首相は『裁量労働制で働く人は、一般労働者より労働時間が短いとの調査もある。多様な働き方が求められる』と反論した」と紹介した(読売新聞社2018)。

しかし、「平成25年度労働時間等総合実態調査」において使われたデータは、「平均的な者」のデータであり、この「平均的な者」は、特別に定義されている。「一般労働者」についての「平均的な者」とは、「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者のことをいう」とされているのだ。度数分布で言えば山に相当する部分を指す。

図表2に示す仮想例なら、一般労働者についても、企画業務型裁量労働制のもとで働く労働者に

2-4 比較できる数値ではない

見てきたように、一般労働者の「平均的な者」の9時間37分という数値は、不適切な計算式によって算出されたものである。実労働時間とは異なる。従って、計算式によらない企画業務型裁量労働制の9時間16分という数値とは、そもそも比較ができない。同じ方法で得た数値でなければ比較してはいけないのは統計の基本だと、おおさかせいじ逢坂誠二

議員は衆議院予算委員会で批判した。

さらに企画業務型裁量労働制の「平均的な者」の9時間16分という数値は、1日の労働時間に関する数値だが、元の調査結果では実労働時間とは書かれておらず、「労働時間の状況」と書かれている。加藤大臣は先に見たように、一般労働者の9時間37分という数値を、「1日の実労働時間」を表すものであるかのように虚偽の説明を行ったが、企画業務型裁量労働制の9時間16分についても別の説明を特になしなかったため、普通に聞いていけば、どちらも1日の実労働時間の比較であるように聞こえる。しかし、データに疑義が呈されたのちには加藤大臣は、調査結果に沿って「法に規定する労働時間の状況として把握した時間」だと、説明を変えている。

この「労働時間の状況」とは何かというと、裁量労働制であるため、客観的に厳密な労働時間把握が義務ではなく（ガイドラインにおいても裁量労働制の労働者は対象外）、健康・福祉確保措置の一環として何らかの方法で把握した時間を指しているものだ。前述の労働政策審議会の議事録では、村山課長は「出退勤時刻であるとか、入退室時刻のさまざまな記録であるとか、労使のチェックであるとか」と説明しており、とうてい厳密な意味での労働時間を表しているとは言えない数値である。比較できない数値を比較している点で不適切であるだけでなく、企画業務型裁量労働制の「平均的な者」の9時間16分という数値も、きわめて不確かなものなのだ。

2-5 短いという判断は間違い

このように、9時間37分も9時間16分も、1日の実労働時間を表したものは判断できない中で、その2つを比べて、21分の違いがあるからと

いって、裁量労働制の労働者の方が労働時間が「短い」という判断は下せない。「短い」という判断は撤回されなければならない。

また、一般労働者の「平均的な者」の9時間37分は、法定労働時間である8時間に法定時間外労働時間の「平均」である1時間37分を足し合わせたものと前述したが、この1時間37分という数値についても、様々な疑義がある。まず、これは「1日の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）」という集計表にあった「平均」の時間だが、この集計表は前述の通り、調査結果の冊子には収録されておらず、^{ながつまあきら}長妻昭議員らが算出根拠とデータを求めた中で厚生労働省が提出した集計表だ。もともとあった集計表で、何らかの当時の判断で冊子には収録しなかったものだというが、もともとあった集計表であるかどうかは、確認が取れていない。野党は調査項目の一覧や調査要領、回答前の調査票などの提出を求めているが、厚生労働省側は臨検監督の一環として行ったものであるため提示は困難、と拒否している状況である。※2：【追記：その後、調査票は開示されたが、ほとんどが黒塗りであった。】

また、この集計表には、国会で野党が追及したように、法定時間外労働が15時間超というデータが9件含まれている。これは法定労働時間の8時間を足せば1日23時間労働となる。この点についても加藤大臣や厚生労働省担当者は「精査中」として、それ以上の説明をしていない。

さらに、この「平均」の1時間37分という数値は、冊子に公表されている1週の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）の「平均」である2時間47分という数値（表24）や、同様に1箇月の「平均」の8時間5分（表26）とも整合しない。2時間47分を5で割ると33分であり、8時間5分を21で割ると23分であるので、同じ調査

対象者から収集したデータであれば、1日の法定時間外労働の平均も30分前後であってしかるべきなのだが、そこから大きくずれる1時間37分という過大な数値となっているのだ。※3：【追記：その後、1日の値は「最長」の日の時間数であったことが明らかにされ、計算式からは実態と比べてさらに過大な値が算出されていたことが明らかになった。】

また、冊子に公表されている一般労働者の集計表は、すべて母集団に復元した集計表であるのに対し、この1日の集計表は母集団に復元していない実数の集計表である。大企業からの回収票が全体の40%と高い割合を占めており、大企業では法定時間外労働が2時間超の割合が高いことを考えると、この平均1時間37分という数値は、母集団に復元するともっと低い値であった可能性が高い。

さらに、そもそも実際の法定時間外労働の時間数を聞いておらず、適当なカテゴリーにわけた選択肢を見せて「おたくの従業員中でいちばん多くが該当するのはどれですか」のようなことをたずねたのだらうという仮説も、田中（2018）によって提示されている。※4：【追記：その後、個票データが公表され、そこには実際の時間数が示されていた。田中^{しげと}重人東北大学准教授は、その個票データの分析を独自に進めている。】

前述の図表1に見るように、聞き取りの際に客観的な書類と照らし合わせての確認を必須としているわけでもなさそうであり、事業場の側が「平均的な者」の法定時間外労働は1時間とか、およその数で答えているものをそのままデータとして回収している可能性もある。いずれにしろ、正確に法定時間外労働の時間数を把握している可能性は低い。調査の目的は実態の把握よりも、長時間労働の場合の適正な労務管理の有無の把握にあっ

たと思われ、だからこそ1日の法定時間外労働の層が「2時間以下」と大きな括りとなっているとも考えられるからだ。

いずれにしても、このようにあやふやでかつ比較が不可能な数値を比較して「短い」という判断を下してはならないのだ。

3 問題だらけのデータが答弁で用いられてきた文脈

そのように問題だらけのデータであることは、もとの調査データを加工して比較した者にはわかっていたはずである。にもかかわらず、このように検証に耐えないデータに、なぜ安倍首相と加藤大臣は言及したのか。その文脈をたどると、ここには、野党に反論するためのデータを提示したい、そのためには捏造してでもデータを用意したいという、意図があっただろうことが読み取れる。

このデータは、実は答弁で言及されたのは今国会（第196回・常会）が初めてではなく、過去に2度、塩崎厚生労働大臣によって答弁の中で言及されたものだった。1回目は2015年7月31日の衆議院厚生労働委員会における山井和則議員^{やまのいかずのり}に対する答弁、2回目は2017年2月17日の衆議院予算委員会における長妻昭議員に対する答弁である。

いずれも、裁量労働制を拡大すれば、長時間労働が助長され、過労死が増える、という文脈での質疑に対する答弁である。そして、いずれも、全体として見れば長時間労働になっているわけではないのだという印象を与えて指摘の効果を薄める文脈で、9時間16分と9時間37分という比較が持ち出されていたのだ。

調査名も出さず、「平均的な者」という定義さ

れた者についてのデータであることも示さず、一方の「一般労働者」の9時間37分は不適切な計算式によるデータであることも示さず、他方の企画業務型裁量労働制のもとで働く労働者の9時間16分は「労働時間の状況」であることも示さずに。

あたかも厚生労働省が調査した信頼できる数値であるかのように、野党に対する切り返しの答弁に使われていたのである。

そうやって二度、国会答弁で使われ、問題があるデータであることがバレなかったという実績を踏まえて、今国会で安倍首相自身がこのデータに言及したのだと考えられる。

今回も相手は長妻昭議員。労働法制を「岩盤規制」とみなして、ドリルで穴をあけるという安倍首相の労働法制観は間違っている、ゆとりのある働き方をするために労働法制を、規制を強めるところは強めることで、結果として労働生産性がある、そういう見方を長妻議員が示したのに対し、安倍首相は

「その岩盤規制に穴をあけるには、やはり内閣総理大臣が先頭に立たなければ穴はあかないわけですから、その考え方を考えるつもりはありません」

と、答弁書に目を落とすこともなく堂々と語り、そのうえで問題のデータに言及したのだ。

続く加藤大臣も同様である。1月31日に森本真治議員が

「今、労働弁護団や過労死を考える家族の会の皆さんなどが、裁量労働制というものが適用拡大になっていく中で、長時間労働がむしろ助長されるのではないかと懸念を持たれている。これらの皆さんの認識は誤りか」

と問うたのに対し、

「どういう認識の下でお話しになっているのかということがあるんだと思いますけれども、確かに、いろんな資料を見ていると、裁量労働制の方が実際の一般の働き方に比べて長いという資料もございますし、他方で、平均で比べれば短いという統計もございますので、それはそれぞれのファクトによって見方は異なってくるんだろうと思いますが」

と、「あなたがたの認識は偏っている」とばかりの答弁をしたのだ。

このように見てくると、9時間37分と9時間16分という比較のデータは、「実は裁量労働制の方が、労働時間は平均で見ると短い」という印象を与えるために、意図的に捏造されたデータであると考えることができる。無理な計算式を用いたのも、1週ではなく1日の法定時間外労働のデータ（しかも報告書に収録もされていない集計表のデータ）を使ったのも、比較してはいけない数値を比較したのも、それらが不適切であるとわかっていながら、「実は裁量労働制の方が労働時間は平均で見ると短い」という結果を得るために無理やり行われた意図的な操作であったことは、ほぼ間違いのないだろう。

4 周知されはじめた裁量労働制の危険性

データの捏造が疑われ、安倍首相がめずらしく答弁を撤回する事態になったことにより、にわかに働き方改革における裁量労働制の拡大という論

点に世の中の関心が集まりつつある。高度プロフェッショナル制度の創設という話題の陰に隠れてあまり報じられることもなかった裁量労働制の拡大が、実は年収要件もなく、対象範囲も明確でないために、多くのホワイトカラー労働者にひろがりうるものであり、そして適用となれば「みなし労働時間」に対応する一定の残業代さえ支払えばそれ以上の残業代を払わずに働かせることができるという、使用者にとって便利な制度であること、逆に労働者にとっては不払い残業であっても違法性が問えなくなり、長時間労働に歯止めをかけられない制度であることが、データ問題と絡めて報じられるようになってきている。

政府は裁量労働制を、メリハリのある働き方ができる、柔軟な働き方ができる、仕事を効率的に済ませれば早く帰れる、といったイメージで売り込んできた。しかし本質は、「みなし労働時間」分だけ賃金を支払えばあとはたくさん残業させても残業代を払わずに済み、違法性も問われないという、「違法の合法化」にあることが明らかになりつつある。指揮命令下にある労働者である以上、時間配分の上での裁量が仮に認められていたとしても、仕事量のコントロールはできないがゆえに、早く帰ることもできない現実が見えるようになってきている。裁量労働制にこれだけマイナスのイメージが付着してしまった中で、相変わらず良い話でごまかそうとすることは、もはやできないだろう。

明らかに問題のあるデータなのに、その非を認めずに「精査中」としていることも、よほど裁量労働制の拡大に固執していることの現れなのだろうと受け止められるようになってきている。そして、それだけ固執するということは、労働者にとってよほど危険な法改正なのだろうとも、受け止められるようになってきている。

安倍首相も加藤大臣も、今のところ答弁の内容については撤回していない。答弁の撤回は、今のところは、あくまで形式的なものだ。とにかく問題の鎮静化を図りたい。そういう姿勢が見える。

しかし政権が取りうる選択肢は少ない。素直に答弁の内容についても非を認めて答弁を内容ごと撤回すればよいただけなのだが、そうすればこれまでの政府の答弁が崩れ、法案を撤回せよという要求の声を跳ね返すことが難しくなる。かといって、「精査中」という姿勢を続けていると、データを捏造した上にその非を認めないという、政権運営の姿勢に対する批判が高まる。データの捏造による「切り札」の作成という行為は、巧妙なようにできて、その策略が露呈したときのダメージは大きいものだった、というのが現状だろう。

5

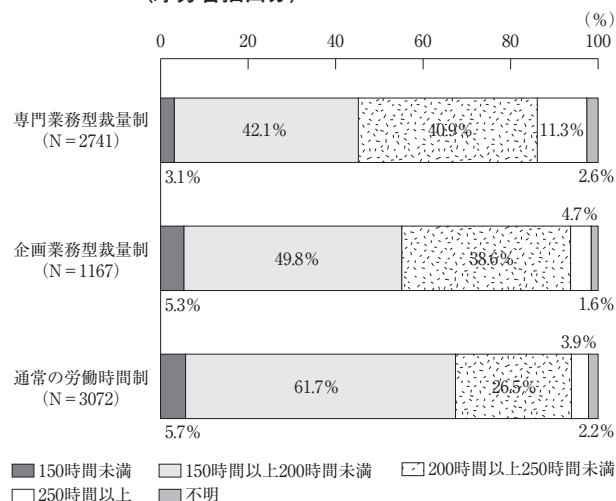
今後の私たちの課題

政権側は問題をできるだけ矮小^{わいしょう}化して火消しに努めようとしている。末端に責任をおしつけようとしているようにも思われる。しかし、野党の追及を切り返すためのデータが欲しかった、という意図は明白と言っていい。そうでなければあれだけ無理を重ね、そしてその無理が露呈しないように何事も問題がない風を装って答弁したりしない。つまり、それだけ悪質な行為なのだ。

それだけに私たちは、政権側に真に非を認めさせなければならぬ。このようなやり方を繰り返すことを看過してはならない。

国会審議を有利に運ぶためにデータを捏造したとしたら、大問題である。法案は撤回するか、少なくとも労働時間規制の緩和に関わる裁量労働制の拡大と高度プロフェッショナル制度の創設の部

図表3 1ヵ月の実労働時間—適用労働時間制度別—
(厚労省抽出分)



出所：労働政策研究・研修機構『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果』調査シリーズNo.125（2014年5月）

分は、断念して削除すべきだ。捏造に関わった者の責任も問われなければならない。

そして、裁量労働制が長時間労働を招いている実態に改めて目を向けさせることが必要だろう。詳しく検証できていないが、2015年の労基法改正に向けた労働政策審議会の検討過程では、せっかく利用可能であり、かつ厚生労働省が要請した調査であった労働政策研究・研修機構（2014a, 2014b）の実態調査が、実労働時間にかかわる部分については、労政審において有効に使われた形跡がない。進めたい方向性に合う一部の結果だけが労政審で紹介され、本来目をむけるべき労働時間の実態に関わる調査結果（図表3）は、事務局から資料として労政審に提示されたことはなかった。

そのような状況の中で審議が進んできたこと、そして国会審議でも野党をデータで騙して黙らせようとしたこと、そのような法制定のプロセスも、改めて問い直されなければならない。政府が進めようとしている方向性にとって都合の悪い情報は隠し、都合のよい情報だけを出す、さらにそれを超えて、都合のよい情報を捏造して作り出す、それが今回、露呈した構図だ。

その構図を変えていくためには、1つは情報の公開性を高めていくことだろう。労政審に広く傍聴の機会を保証すること、速やかな議事録の公開を保証すること、調査結果については具体的な調査方法や調査票、集計表などの公開を保証すること。今回のデータ問題についていえば、平成25年度労働時間等総合実態調査については、対象者はどう選んでいるのか、客観的な裏づけを伴って時間数を聞き取っているのかなど、調査結果を見るだけでは不明点が多すぎる。そのような不明点を残した形で調査結果が示されることを認めず、そのような調査結果をもって労政審や国会審議が進

められることに異を唱えること。地道であるが大切なそういう努力を怠ると、いよいよ情報操作されてしまう。残念だがそれが現実であり、その現実に対処するための方策を、私たちは勝ち取っていかなくてはならない。

そしてもう1つ、連携を深めることが挙げられる。今回、1つのデータへの疑問からここまで問題を広げていくことができたのは、それぞれに強みを持つ者の連携を深めることができたからだ。

筆者は調査の企画から報告書の作成までの経験があるので、平成25年度労働時間等総合実態調査結果を読み、その調査手法ではあの答弁はできないことを理解できた。その知見をヤフー記事の執筆を通して、また直接のやりとりを通して議員と共有することによって、国会審議に生かしていただくことができた。そのうえでさらに問題を追究していく上では、議員がもつ調査権が力を発揮した。議員は厚労省担当者に説明を求めることができ、国会の調査員に資料請求を行うことができる。その力を筆者は共に活用し、議員は筆者の知見を活用し、さらにそこで得た資料をネットで公開することによって、田中重人准教授のように接点なかった方の専門的な知見もネットを通して得ることができた。

これも公開性がもたらした利点と見ることができよう。内にとどめておけば活用されない情報も、公開性を高めることによって、専門家の目を

通して新たな姿を現してくる、それによって謎や嘘が解明されていく、今はそのプロセスの渦中にある。

詳述する余裕はないが、「働き方改革」は、実行計画の作成に向けたプロセスにおいても、その後の法改正に向けたプロセスにおいても、強引な手法や策を弄した手法があまりにも多い。データ問題は、その一つの現れにすぎない。この問題の露呈が、法制定プロセスの正常化に寄与できるよう、なおこの問題にかかわっていきたくと考えている。

(2月23日)

注1) そしてこの平成25年度労働時間等総合実態調査結果によれば、1日の所定労働時間は、労働者平均で7時間35分となっており(調査結果の表6)、実労働時間が8時間を下回る者は、誤差の範囲として無視できない規模で、十分に存在しうる。

注2) しかし他方で、第103回労政審労働条件分科会(2013年9月27日)の資料2および議事録によれば、この平成25年度労働時間等総合実態調査は、2013年6月14日に閣議決定された日本再興戦略における企画業務型裁量労働制を始めとする労働時間法制の見直しのための実態調査と位置付けられており、その実態調査に基づき、同年秋から労働政策審議会で検討を開始するものとされている。とはいえ、この調査は閣議決定より前の2013年4~6月に既に実施されており、前後関係が矛盾する。

<引用文献一覧>

- 上西充子(2018a)「なぜ首相は裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い『かのような』データに言及したのか」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月3日
- 上西充子(2018b)「裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い『かのような』答弁のデータをめぐって(続編)」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月6日
- 上西充子(2018c)「裁量労働制の労働者の方が一般の

労働者より労働時間が短い『かのような』答弁のデータの問題性(その3)」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月10日

- 上西充子(2018d)「裁量労働制の方が労働時間は短い『かのような』安倍首相の答弁。撤回は不可避だが、事務方への責任転嫁は間違い」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月10日
- 上西充子(2018e)「裁量労働制の方が労働時間は短い『かのような』安倍首相の答弁は何が問題なのか(予算委員会に向けた論点整理)」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月12日
- 上西充子(2018f)「データ比較問題からみた政策決定プロセスのゆがみ:裁量労働制の拡大は撤回を(公述人意見陳述)」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月21日
- 田中重人(2018)「厚生労働省『労働時間等総合実態調査』(2013)の怪」remcat:研究資料集(ブログ)2018年2月14日
- 中国新聞社(2018)「【社説】裁量労働制 首相答弁撤回 実態把握からやり直せ」中国新聞2018年2月18日朝刊
- 日本経済新聞社(2018)「働き方法案巡り応酬 国会、本格論戦スタート」日本経済新聞2018年1月30日朝刊
- 民進党(2018)「『働き方改革虚偽データ疑惑』野党6党合同ヒアリング第3回を開催」民進党ホームページ(2018年2月16日)
- 読売新聞社(2018)「衆院予算委 政府・自民党は『緩み』を排せ」読売新聞2018年1月30日
- 労働政策研究・研修機構(2014a)「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果事業場調査結果」調査シリーズNo.124
- 労働政策研究・研修機構(2014b)「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果」調査シリーズNo.125

うえにし みつこ 1965年生まれ。法政大学キャリアデザイン学部教授。専門は労働問題。単著論文に「職業安定法改正による求人トラブル対策と今後の課題」(『季刊・労働者の権利』322号、2018年1月)、共著に石田眞・浅倉むつ子・上西充子『大学生のためのアルバイト・就活トラブルQ&A』(旬報社、2017年)など。